

固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

1 軽減措置の継続

本年1月25日、東京都より固定資産税等の軽減措置について、平成31年度も継続することを公表。

2 軽減措置の内容

(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置

面積 200 m²までの部分 都市計画税 1 / 2

(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

面積 400 m²以下の土地のうち 200 m²までの部分

固定資産税・都市計画税 2割

(3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

負担水準が 65%を超える商業地等

固定資産税・都市計画税

負担水準が 65%に相当する税額まで軽減

※ 2 (1) および (3) については、平成31年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定。



平成31年1月25日

主 税 局

固定資産税等の軽減措置の継続について

以下の軽減措置について、平成31年度も継続することとしましたので、お知らせします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 3 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

なお、軽減措置の概要は、裏面のとおりです。

○ 上記1及び3については、平成31年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

(問合せ先)

主税局 税制部 税制改正担当課長 百澤

電話(直通): 03-5388-2934 内線: 28-032

固定資産税等の軽減措置の概要

対 象	経 緯	軽減の割合等
小規模住宅用地 (面積 200 m ² までの部分)	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
小規模非住宅用地 (面積 400 m ² 以下の土地のうち 200 m ² までの部分)	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 負担水準65% 都市計画税 } に相当する税額 まで軽減

※ 対象は23区内の土地です。